

23 日 獣 発 第 358 号

平成 24 年 3 月 29 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会
会 長 山 根 義 久
(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

飼 料 中 の 放 射 性 セ シ ウ ム の 暫 定 許 容 値 の 見 直 し 等 に つ い て

このことについて、平成 24 年 3 月 23 日 付 け 23 消 安 第 6608 号、23 生 畜 2777 号、23 水 推 第 1126 号 を も っ て、農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長、生 産 局 長、水 産 庁 長 官 の 連 名 で 別 添 写 し の と お り 通 知 が あ っ た の で、貴 会 関 係 者 に 周 知 方 お 願 い し ま す。

このたびの通知の内容は、①先般、平成 23 年 2 月 7 日 付 け 23 日 獣 発 第 326 号「放射 性 セ シ ウ ム を 含 む 飼 料 の 暫 定 許 容 値 の 見 直 し 等 に つ い て」に よ り、牛 用 飼 料 中 の 放 射 性 セ シ ウ ム の 暫 定 許 容 値 が 100 B q / k g と 改 訂 さ れ た こ と を 通 知 し た と こ ろ で す が、②今 回、豚、家 ぎ ん、馬 及 び 養 殖 魚 用 飼 料 中 の 放 射 性 セ シ ウ ム の 暫 定 許 容 値 に つ い て も 改 正 し (豚 用 飼 料 : 80 B q / k g、家 ぎ ん 用 飼 料 : 160 B q / k g、馬 用 飼 料 : 100 B q / k g、養 殖 魚 用 飼 料 : 40 B q / k g)、平成 24 年 4 月 1 日 から 施 行 す る こ と に つ い て、本 会 宛 て、了 知 の 上、本 会 傘 下 の 関 係 者 に 対 し、周 知 徹 底 を 依 頼 さ れ た も の で す。

な お、このたびの通知に伴い、平成 24 年 3 月 23 日 付 け、23 生 畜 第 2778 号、23 消 安 第 6618 号「飼 料 の 暫 定 許 容 値 見 直 し 等 を 踏 ま え た 今 後 の 対 応 に つ い て」が、農 林 水 産 省 生 産 局 畜 産 部 畜 産 振 興 課 長、消 費 ・ 安 全 局 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 の 連 名 で 別 添 写 し の と お り 通 知 が あ り、本 会 会 長 宛 て、本 会 傘 下 の 関 係 者 へ の 周 知 徹 底 の 依 頼 が あ り ま し た の で 併 せ て お 知 ら せ い た し ま す。関 係 者 へ の 周 知 を よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

本 件 内 容 の 問 合 せ 先

日 本 獣 医 師 会 事 業 担 当 長 野

TEL 03-3475-1601

写

23消安第6608号
23生畜第2777号
23水推第1126号
平成24年3月23日

社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

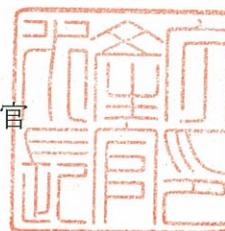
農林水産省消費・安全局長



生産局長



水産庁長官



飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

このことにつきまして、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いいたします。



写

23消安第6608号

23生産第2777号

23水推第1126号

平成24年3月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

生産局長

水産庁長官

飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムを含む飼料の取扱いについては、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「通知」という。）により、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めています。
- 2 今般、飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験等これまでに蓄積した知見・データを活用し、豚、家きん、馬及び養殖魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値について、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から施行することとします。
- 3 つきましては、各都道府県の飼料の生産、流通及び消費の実態を踏まえた上で、改訂後の暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知の上、的確に御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。なお、別添のとおりQ&Aを作成しましたので指導の際にご活用下さい。
- 4 牛用飼料の暫定許容値については、既に平成24年2月3日に100 Bq/kgに改訂しておりますので、念のためお知らせします。

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について 新旧対照表

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① <u>牛及び馬用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u></p> <p>② <u>豚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>80ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u></p> <p>③ <u>家きん用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>160ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u></p> <p>④ <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>40ベクレル/kg（製品重量）</u></p> <p><u>（ 飼料から畜水産物への移行係数、食品の基準値（放射性セシウムについては、一般食品100ベクレル/kg、乳50ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① <u>馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u> <u>（ 飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>② <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（製品重量）</u> <u>（ 飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。</p>

2. (略)

③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値
100ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案 (放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。

2. (略)

家畜用飼料の暫定許容値設定に関するQ&A

(問1) どうして家畜用飼料について暫定許容値を見直したのですか。

(問2) 家畜用飼料の暫定許容値について今後も見直す予定はありますか。

(問3) 今回のようにして家畜用飼料の新たな暫定許容値を決めたのですか。

(問4) 育成牛・繁殖牛・種雄牛用の飼料の暫定許容値について、何か変更されましたか。

(問5) 肥育牛に給与する粗飼料について、今から300ベクレル/kgから100ベクレル/kgのものに切り替えれば、4月1日からすぐに牛肉の新基準値を下回りますか。

(問6) 肥育の途中でと畜出荷する場合、100ベクレル/kgの飼料を給与されていれば、牛肉の新基準値を守れますか。

(問7) 乳用牛に給与する粗飼料について、今から300ベクレル/kgから100ベクレル/kgのものに切り替えれば、4月1日からすぐに牛肉の新基準値を下回りますか。

(問8) 乳用廃用牛をと畜出荷する場合、100ベクレル/kgの飼料を給与されていれば、牛肉の新基準値を守れますか。

(問9) 飼料の放射性セシウムの暫定許容値とは何ですか。

(問10) 暫定許容値が適用される飼料は何ですか。

(問11) 暫定許容値が適用されるのはどのような飼料ですか。

(問12) 愛がん動物用飼料に暫定許容値は適用されるのですか。

(問13)具体的な見直し後の暫定許容値を教えてください。

(問14)飼料の暫定許容値を守れば、肉・乳・卵の新基準値を守れますか。家畜を飼養する場合、何に注意すればいいですか。

(問15)めん羊・山羊・鹿を飼養する場合、何に注意すればいいですか。

(問16)飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

(問17)家畜に与えて良い飼料とはどんな飼料ですか。

(問18)家畜に与えてはいけない飼料とはどんな飼料ですか。

(問19)TMRセンター等が、飼料を配合する場合の飼料原料(飼料用米を含む)には、暫定許容値が適用されますか。

(問20)配合飼料は、原子力発電所事故の影響のない輸入原料が主体ですが、暫定許容値を設定したのはなぜですか。

(問21)これまで製造されている配合飼料はどのように取扱えばよいですか。

(問22)飼料製造業者は、製造した配合飼料が暫定許容値を超えていないことを、どのように確認したら良いのですか。

I 今回の見直し関係(家畜・家きん編)

(問1) どうして家畜用飼料について暫定許容値を見直したのですか。

(答)

- 1 原子力発電所の事故後、国や県等は飼料や食品について放射性セシウムのモニタリング調査や、飼料から肉・乳・卵への放射性セシウムの移行に関する試験を実施するなどデータを収集・蓄積してきました。
- 2 今般、厚生労働省が、今年4月を目途に食品中の放射性セシウムの暫定規制値を見直すこととして、新しい基準値を示しました。
- 3 併せて、生産される肉・乳・卵が食品の新基準値を超えないようにするため、農林水産省は、これまで収集・蓄積したデータを活用し、家畜用飼料の暫定許容値を見直すこととしました(見直しの過程については問3をご覧ください。)
- 4 特に牛については、
 - ①主たる飼料である粗飼料(牧草)中の放射性セシウム濃度が高い地域があること
 - ②ごく一部ではあるが、放射性セシウム濃度が食品の新基準値(100ベクレル/kg)を上回る牛肉が見つかっており、できるだけ早くから放射性セシウム濃度の低い粗飼料を与えることが望ましいことから、輸入牧草などこれまでより低い放射性セシウム濃度の粗飼料に早めに切り替え、牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げる必要があります。
- 5 これらのことから、牛用飼料については、他の家畜用飼料に先行して、新たな暫定許容値を設定しました。

(問2) 家畜用飼料の暫定許容値について今後も見直す予定はありますか。

(答)

- 1 今般、4月から施行される食品の新たな基準値に対応するため、家畜用飼料の新たな暫定許容値について設定しました。
- 2 今後も引き続きデータを収集し、必要があれば見直しを検討します。

(問3)今回どのようにして家畜用飼料の新たな暫定許容値を決めたのですか。

(答)

今回見直した家畜用飼料の暫定許容値は、現時点で得られている科学的知見に基づき、畜産物の新基準値、一日あたりの飼料の給与量及び移行係数*から、畜産物の新基準値を守れるように、以下の式を使って算出しました。

$$\left(\begin{array}{l} \frac{\text{畜産物中の放射性セシウム新基準値(ベクレル/kg)}}{\text{飼料給与量(kg/日)} \times \text{移行係数(日/kg)}} \\ = \text{飼料中の放射性セシウム暫定許容値(ベクレル/kg)} \end{array} \right)$$

※毎日同じ「量」(ベクレル/日)の放射性セシウムを含む飼料を家畜が摂取した場合に、畜産物中の放射性セシウムの「濃度」(ベクレル/kg)がどのくらいになるかを表す係数(日/kg)。

なお、肉用鶏については、成長に伴い、飼料給与量や体重が急速に増加し、その結果として移行係数が小さくなっていきます。そこで、家きん用飼料の暫定許容値は、畜産物の新基準値、濃度比*から、畜産物の新基準値を守れるように、以下の式を使って算出しました。

$$\left(\begin{array}{l} \frac{\text{畜産物中の放射性セシウム新基準値(ベクレル/kg)}}{\text{飼料中の放射性セシウム濃度(乾物)(ベクレル/kg)}} \\ = \text{濃度比} \end{array} \right)$$

※毎日同じ「濃度(乾物)」(ベクレル/kg)の放射性セシウムを含む飼料を家畜が摂取した場合に、畜産物中の放射性セシウムの「濃度」(ベクレル/kg)がどのくらいになるかを表す比率。

○畜産物の放射性セシウム新基準値

乳 50ベクレル/kg

肉 100ベクレル/kg

<牛>

○飼料給与量(粗飼料+濃厚飼料給与の合計量)

乳牛 64 kg/日(実重量)

肉牛 21 kg/日(実重量)

○移行係数

乳 4.6×10^{-3} 日/kg(IAEAのとりまとめの平均値)

肉 3.8×10^{-2} 日/kg(移行試験から求めた係数の最大値*)

※ 筋肉への係数の最大値を採用。ただし、腎臓は筋肉より移行が大きい場合があるので注意が必要。

①乳用牛飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$50 \text{ベクレル/kg} \div (64 \text{ kg/日} \times 4.6 \times 10^{-3} \text{ 日/kg}) = 170 \text{ベクレル/kg} \doteq 100$
ベクレル/kg

②肉用牛飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$100 \text{ベクレル/kg} \div (21 \text{ kg/日} \times 3.8 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 125 \text{ベクレル/kg} \doteq 100$
ベクレル/kg

<豚>

○飼料給与量 3.2 kg/日(実重量)

○移行係数 0.37 日/kg(移行試験から求めた係数の最大値)

○豚用飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$100 \text{ベクレル/kg} \div (3.2 \text{ kg/日} \times 0.37 \text{ 日/kg}) = 84 \text{ベクレル/kg} \doteq 80$
ベクレル/kg

<鶏>

(肉用鶏)

○肉の濃度比 0.55(移行試験から求めた比率の最大値)

○肉用鶏飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$100 \text{ベクレル/kg} \div 0.55 = 182 \text{ベクレル/kg}$ (乾物)

182ベクレル/kg (乾物) $\times 0.88$ (水分12%) = 160ベクレル/kg

(採卵鶏(廃用))

○飼料給与量 0.11 kg/日(実重量)

○肉の移行係数 5.0 日/kg(移行試験から求めた係数の最大値)

○採卵鶏用飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$100 \text{ベクレル/kg} \div (0.11 \text{ kg/日} \times 5.0 \text{ 日/kg}) = 182 \text{ベクレル/kg} \doteq 160$
ベクレル/kg

なお、卵の移行係数は肉の10分の1程度です。

<馬>

○飼料給与量 21 kg/日(実重量)(粗飼料+濃厚飼料)

○移行係数 3.5×10^{-2} 日/kg(文献参照値)

○馬用飼料中に許容される放射性セシウム濃度

$100 \text{ベクレル/kg} \div (21 \text{ kg/日} \times 3.5 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 136 \text{ベクレル/kg} \doteq 100$
ベクレル/kg

(問4) 育成牛・繁殖牛・種雄牛用の飼料の暫定許容値について、何か変更されましたか。

(答)

- 1 育成牛・繁殖牛・種雄牛用の飼料については、そのまま食用に出荷しないことを前提に、生産者が自ら生産する粗飼料、又は単一もしくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取り組みにより生産した粗飼料であれば、飼料の暫定許容値(300ベクレル/kg)の例外として、許容限度は3000ベクレル/kgとしていました。
- 2 これらの牛では、そのまま肉用として出荷すると牛肉の暫定規制値を超える可能性がありますので、これまで県から注意喚起や指導が行われていました。
- 3 しかしながら、これらの牛がと畜出荷され、牛肉の暫定規制値を超える事例が見られましたので、これまでのような例外を設けず、見直し後の暫定許容値100ベクレル/kgを適用することとしました。
- 4 このため、育成牛や繁殖牛等の放牧利用が制限される地域が生じますが、円滑な代替粗飼料の確保や放牧地の再開に向けた草地の除染などの各種対策を講じ、飼養管理が円滑に移行できるようにします。詳しくは、県にお問い合わせください。

(問5) 肥育牛に給与する粗飼料について、今から300ベクレル/kgから100ベクレル/kgのものに切り替えれば、4月1日からすぐに牛肉の新基準値を下回りますか。

(答)

- 1 これまでは、食品の暫定規制値500ベクレル/kgを上回るような牛肉が生産されないように牛用飼料の暫定許容値を300ベクレル/kgとしていました。
- 2 したがって、これまで300ベクレル/kg近くの粗飼料を給与していた肥育牛では、牛肉中に食品の新基準値100ベクレル/kgを超える放射性セシウムが残留している可能性があり、今からすぐに100ベクレル/kgの粗飼料に切り替えたとしても、4月1日以降しばらくの間は食品の新基準値を超える可能性があります。
- 3 牛肉の新基準値については、厚生労働省が10月1日から適用するとしておりますが、できる限り早く牛肉中の放射性セシウム濃度を下げることが望ましいので、このような牛については、出荷時期を考慮し、放射性セシウム濃度の極めて低い粗飼料を十分な期間給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。
- 4 また、このような牛を出荷する場合には、出荷の可否などについて県と十分相談してください。

(問6) 肥育の途中でと畜出荷する場合、100ベクレル/kgの飼料を給与されていれば、牛肉の新基準値を守れますか。

(答)

- 1 これまでも新たな暫定許容値100ベクレル/kgを下回る粗飼料を給与していたのであれば、肥育の途中でと畜出荷しても、牛肉の新基準値を守れます。
- 2 ただし、これまで100ベクレル/kgを上回る粗飼料を給与していた牛では、牛肉中に食品の新基準値100ベクレル/kgを超える放射性セシウムが残留している可能性があり、今から直ぐに100ベクレル/kgを下回る粗飼料に切り替えたとしても、4月1日以降しばらくの間は食品の新基準値を超える可能性があります。
- 3 牛肉の新基準値については、厚生労働省が10月1日から適用するとしておりますが、できる限り早く牛肉中の放射性セシウム濃度を下げることが望ましいので、このような牛については、出荷時期を考慮し、放射性

セシウム濃度の極めて低い粗飼料を十分な期間給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。

- 4 また、このような牛を出荷する場合には、出荷の可否などについて県と十分相談してください。

(問7) 乳用牛に給与する粗飼料について、今から300ベクレル/kgから100ベクレル/kgのものに切り替えれば、4月1日からすぐに牛肉の新基準値を下回りますか。

(答)

- 1 乳用牛に給与される飼料の暫定許容値は、食品の基準値を超えない生乳が生産されるように設定されています。
- 2 このため、これまで300ベクレル/kg近くの飼料を給与していた乳用牛では、食品の新基準値100ベクレル/kgを超える放射性セシウムが牛肉中に残留している可能性があります。
- 3 したがって、これらの牛が搾乳を終えた後にそのまま肉用として出荷を予定している場合は、食品の新基準値を超えない牛肉が生産できるよう、出荷時期を考慮し、放射性セシウム濃度の極めて低い粗飼料を十分な期間給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。また、飼い直し肥育を行う業者に譲渡する場合は、同様の飼養管理を行うよう伝えてください。
- 4 このような牛を出荷する場合には、出荷の可否などについて県と十分相談してください。

(問8) 乳用廃用牛をと畜出荷する場合、100ベクレル/kgの飼料を給与されていれば、牛肉の新基準値を守れますか。

(答)

- 1 乳用牛に給与される飼料の暫定許容値は、食品の基準値を超えない生乳が生産されるように設定されています。
- 2 このため、これまで100ベクレル/kg近くの飼料を給与していた乳用牛では、食品の新基準値100ベクレル/kgを超える放射性セシウムが牛肉中に残留している可能性があります。
- 3 したがって、これらの牛が搾乳を終えた後にそのまま肉用として出荷を

予定している場合は、食品の新基準値を超えない牛肉を生産できるよう、肉用出荷の3ヶ月以上前から放射性セシウム濃度の極めて低い粗飼料を十分な期間給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。また、飼い直し肥育を行う業者に譲渡する場合は、同様の飼養管理を行うよう伝えてください。

- 4 このような牛を出荷する場合には、出荷の可否などについて県と十分相談してください

II 総括編

(問9)飼料の放射性セシウムの暫定許容値とは何ですか。

(答)

- 1 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品衛生法に基づく新基準値を超えない肉・乳・卵・水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 2 この目安は、食品の新基準値、飼料の給与量及び移行係数等を活用して算出しました。
- 3 このため、仮に飼料が暫定許容値を下回っていたとしても、水、土壌、空気、野草等様々なものから家畜が放射性セシウムを摂取すると、生産される畜産物が食品の基準値を超える可能性がありますので、注意が必要です。
- 4 なお、このような状況から、飼料の許容値は牛、馬、豚(いのしし、いのぶたを含む)、家きん(にわとり、うずら)及び養殖魚に給与する飼料の暫定的な目安とし、法に基づく基準・規格とはしていません。

(問10)暫定許容値が適用される飼料は何ですか。

(答)

暫定許容値は、牛、馬、豚(いのしし、いのぶたを含む)、家きん(にわとり、うずら)及び養殖魚が摂取する飼料そのものに適用されます。

なお、配合飼料等の原料でも、単体でそのまま給与する場合は適用されます。

(問11)暫定許容値が適用されるのはどのような飼料ですか。

(答)

暫定許容値は、牛、馬、豚(いのしし、いのぶたを含む)、家きん(にわとり、うずら)及び養殖魚用の飼料に適用されます。

(問12)愛がん動物用飼料に暫定許容値は適用されるのですか。

(答)

- 1 食品の新基準値を超えない乳・肉・卵・水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として、飼料の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。
- 2 したがって、食品として利用しない愛がん動物に給与される飼料は、暫定許容値の対象となりません。

(問13)具体的な見直し後の暫定許容値を教えてください。

(答)

具体的な暫定許容値は以下の表のとおりです。

牛、馬用飼料	100ベクレル/kg
豚用飼料	80ベクレル/kg
家きん用飼料	160ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg

(製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

※ 製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

(問14)飼料の暫定許容値を守れば、肉・乳・卵の基準値を守れますか。家畜を飼養する場合、何に注意すればいいですか。

(答)

- 1 暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として定めています。
- 2 家畜は水や空気、土壌(粗飼料に付着する土を含む)、敷料、野草あるいは屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性があります。
- 3 このため、暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんの

こと、水や土等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意してください。

(問15)めん羊・山羊・鹿を飼養する場合、何に注意すればいいですか。

(答)

- 1 めん羊・山羊・鹿については、牛と比較して、
 - (1)放射性物質が飼料から体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が牛の乳や肉に比べてより高い濃度の放射性セシウムを含むようになること
 - (2)放牧した場合は、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するため、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすいことから、牛に給与される飼料と同じような放射性セシウム濃度の飼料を給与すると、乳肉中の放射性セシウムのレベルが高くなり、食品の暫定規制値を超過する可能性が高くなります。
- 2 このため、東北や関東で飼養されているこれらの家畜については、当面放牧をやめて、輸入飼料等の放射性セシウム濃度が可能な限り低い飼料のみを給与してください(放牧の可否については県へご相談ください。)
- 3 なお、牛等の家畜と同様、飼料のみならず、水や土等からの放射性物質の摂取をできるだけ抑えるような飼養管理を行ってください。

(参考)放射性セシウムの飼料から畜産物への移行係数(最大値)

	肉	乳
羊	1.3	0.32
山羊	1.9	0.33
鹿	2.8(1試験のみ)	-

同じ放射性セシウム濃度の飼料を与えた場合、移行係数の数値が大きい方が、乳や肉中の放射性セシウムのレベルが高くなります。

(問16)飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

(答)

- 1 粗飼料については、どの時期に、どの地域で、どのように生産されたものか

確認し、放射性セシウムの状況については県にお問い合わせください。

2 配合飼料については、適切に製造・管理された飼料であることを飼料販売業者に確認することで把握できます(詳細については、問20～22をご覧ください。)

3 詳しくは、各事業者ごとにまとめたリーフレットをご覧ください。

上記の確認ができれば、必ずしも飼料を分析する必要はありませんが、分析機関をお探しの方は、農林水産省のホームページ「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>)の国内検査機関一覧をご参照ください。

(問17)家畜に与えて良い飼料とはどんな飼料ですか。

(答)

1 例えば、以下の(1)～(5)の飼料を給与してください。

(1)原発事故前から、屋内に保管したり、飼料タンクやラップ等で密閉保管したりするなど粉じん等がかからないように管理されていた飼料

(2)県が利用可能としている地域の牧草、飼料作物、農作物の副産物(稲わら等)

(3)県が利用可能としている地域での放牧(放牧草)

(4)北海道や西日本などで生産された牧草、飼料作物、農作物の副産物(稲わら等)や輸入飼料等

(5)適切に製造・管理された配合飼料及び混合飼料

詳細は県にお問い合わせください。

2 なお、畜産農家が自家配合する場合には、配合された飼料が暫定許容値を超えないように、使用する国産単味飼料等の放射性セシウムの状況を確認してください。

(問18)家畜に与えてはいけない飼料とはどんな飼料ですか。

(答)

例えば、以下の1、2の飼料は給与しないでください。

1 原発事故後、屋外に放置されるなど放射性セシウムに汚染されているおそれのある飼料や農作物の副産物(稲わら等)

2 放射性セシウムに暫定許容値を超えて汚染された飼料や敷料等と分別されていない飼料

(問19) TMRセンター等が、飼料を配合する場合の飼料原料(飼料用米を含む)には、暫定許容値が適用されますか。

(答)

- 1 暫定許容値は、家畜が摂取する飼料そのものに適用されます。
- 2 TMRセンター等が飼料を配合する場合、家畜が摂取する段階の飼料中の放射性セシウム濃度が暫定許容値を下回るような、正確な配合割合の設定や適切な工程管理をすることが難しい場合がありますが、放射性セシウム濃度が暫定許容値を下回る飼料原料を利用すれば、家畜が摂取する段階の飼料中の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えることはありません。
- 3 なお、利用する飼料原料が暫定許容値を下回っているかどうかは、
 - (1) 国産飼料原料(平成23年以降産)を使用する場合は、国や県等が行うモニタリングデータ等も活用して確認しましょう。
 - (2) 輸入された原料やこれらの原料を加工したものは、放射性物質に汚染されないよう、適切に保管・管理されていたことを確認しましょう。

Ⅲ 配合飼料関係

(問20) 配合飼料は、原子力発電所事故の影響のない輸入原料が主体ですが、暫定許容値を設定したのはなぜですか。

(答)

- 1 国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されていることから、適切に管理されている限り、放射性物質に曝される可能性はほとんどありません。
- 2 しかしながら、平成23年以降国内で生産される米ぬかやふすま等の飼料原料が、配合飼料の原料として利用されることから、これらの原料を使用する場合の品質管理の指標として飼料の放射性セシウムの暫定許容値を設定しています。

(問21)これまで製造されている配合飼料はどのように取扱えばよいですか。

(答)

- 1 FAMICや民間団体によるモニタリングは、これまでに国内で流通している配合飼料や飼料原料中の放射性セシウム濃度が極めて低いことを示しています。また、最近のモニタリングでは、主として配合飼料が給与される豚や鶏、養殖魚などに由来する畜水産物は食品の新基準値を超える事例はありません。
- 2 このため、保管や輸送の際に適切に管理されている限り、放射性物質に曝されている可能性はほとんどないと思われます。これらの飼料を輸送したり保管したりする場合には、飼料が放射性物質に汚染されることのないよう、引き続き注意してください。

(問22)飼料製造業者は、製造した配合飼料が暫定許容値を超えていないことを、どのように確認したら良いのですか。

(答)

- 1 国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されており、放射性物質に曝されている可能性はほとんどありません。
- 2 暫定許容値は、平成23年以降国内で生産される米ぬかやふすま等の飼料原料が、配合飼料等の原料として利用されることから、これらの原料を使用する場合の品質管理の目安として設定したものです。
- 3 このため、配合飼料の製造・販売業者の方々は、工程管理上の確認を行っていれば、必ずしも分析を行う必要はありません。放射性セシウムの含有状況については、次のように確認してください。
 - (1) 国産飼料原料(平成23年以降産)を使用する配合飼料等については、国、県等が行う国産飼料原料のモニタリングデータ等も活用し、当該国産飼料原料の放射性セシウムの含有状況を確認し、放射性セシウムの暫定許容値を下回るように適切に管理してください。
 - (2) 輸入された原料やこれらの原料を加工したものから製造された配合飼料は、当該原料等が放射性物質に汚染されないように、引き続き適切に保管・管理を実施してください。

養殖魚用飼料の暫定許容値設定に関するQ&A

(問1) どうして養魚用飼料について暫定許容値を見直したのですか。

(問2) 今回のようにして養殖魚用飼料の新たな暫定許容値を決めたのですか。

(問3) 飼料の暫定許容値を守れば、食品の新基準値を守れますか。

(問4) 暫定許容値が適用される飼料は何ですか。生餌なども対象になるのですか。

(問5) 飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

(問6) 自分で配合飼料を製造する場合、近在の農家等から譲り受けた米ぬか等を飼料に混ぜた時の安全性の確認はどのようにすればいいですか。

この他の問については、家畜用飼料の暫定許容値設定に関するQ&Aの総括編でも解説されておりますので、そちらも併せてご覧ください

(問1) どうして養殖魚用飼料について暫定許容値を見直したのですか。

(答)

- 1 厚生労働省が、今年4月から食品中の放射性セシウムの暫定規制値を見直すこととして、新しい基準値を示しました。
- 2 生産される養殖魚が食品の新基準値を超える放射性セシウムを含まないようにするため、農林水産省は、これまで収集・蓄積したデータを活用し、養殖魚用飼料の暫定許容値を見直すこととしました。

(問2) 今回どのようにして養殖魚用飼料の新たな暫定許容値を決めたのですか。

(答)

- 1 今回見直した養殖魚用飼料の暫定許容値は、現時点で得られている科学的知見に基づき、養殖魚の新基準値及び飼料中の放射性セシウムの濃縮係数から、食品の新基準値を守れるように、以下の式を使って算出しました。濃縮係数は、魚体での放射性セシウムの取込係数(放射性セシウムを取り込む速度)を排出係数(放射性セシウムを排出する速度)で除したものです。

$$\begin{aligned} & \text{食品の放射性セシウム新基準値(ベクレル/kg)} \div \text{濃縮係数} \\ & = \text{飼料中の放射性セシウム暫定許容量(ベクレル/kg)} \end{aligned}$$

- 食品の放射性セシウム新基準値 100 ベクレル/kg
- 取込係数 0.0090
- 排出係数 0.0040
- 濃縮係数 $0.0090 \div 0.0040 = 2.3$
- 養魚用飼料中に許容される放射性セシウム濃度
 $100 \text{ ベクレル/kg} \div 2.3 = 43 \text{ ベクレル/kg} \doteq 40 \text{ ベクレル/kg}$

(問3) 飼料の暫定許容値を守れば、食品の新基準値を守れますか。

(答)

- 1 養殖魚用飼料の暫定許容値は、食品の基準値を超えない養殖魚を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安として定めています。
- 2 養殖魚は、水、泥等の環境や摂食する生物から放射性セシウムを摂取する可能性があります。
- 3 このため、暫定許容値を超えない飼料を利用するのはもちろんのこと、飼育環境にも注意してください。飼育環境に存在する放射性セシウムの状況の把握や養殖魚での放射性セシウム濃度の測定については、県にご相談ください。

(問4) 暫定許容値が適用される飼料は何ですか。生餌なども対象になるのですか。

(答)

- 1 暫定許容値は養殖魚が摂取する飼料そのものに適用されます。配合飼料以外に生餌や養殖漁家が自ら調合した飼料も対象となります。養殖魚にそのまま給与されない魚粉、米ぬか、ふすまなど飼料原料単体には適用されません。
- 2 今回の措置は、食用に供される養殖魚が食品衛生法の新基準値を超えないようにするためのものであることから、①観賞魚(熱帯魚、金魚など)に給与する飼料や②成長するまで一定期間を要し、食用として流通しない放流用種苗(マダイ稚魚、ヒラメ稚魚など)に給与する飼料には適用されません。

ただし、放流直後に漁獲され食用に供される可能性のある魚(アユなど)に給与する飼料は、暫定許容値の対象となります。

(問5) 飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

(答)

- 1 配合飼料については、適切に製造管理された飼料であることを飼料販売業者に確認することで把握できます。
- 2 生餌については、どの時期に、どの地域で、どのように生産されたものか販売業者に確認してください。また、放射性セシウムの状況については県にお問い合わせください。

3 詳しくはリーフレット「養殖業者の皆様へ」をご覧ください。

上記の確認ができれば、必ずしも飼料を分析する必要はありませんが、分析機関をお探しの方は、農林水産省ホームページ「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」

(<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>)の国内検査機関一覧をご参照ください。

(問6)自分で配合飼料を製造する場合、近在の農家等から譲り受けた米ぬか等を飼料に混ぜた時の安全性の確認はどのようにすればいいですか。

(答)

平成23年産の米麦を原料とした米ぬか、ふすま等を混合するなど自ら飼料を生産する場合には、原料ごとに、どの時期に、どの地域で、どのように生産されたものか確認するとともに、県にご相談ください。



23生畜第2778号
23消安第6618号
平成24年3月23日

社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について

このことにつきまして、別添のとおり、地方農政局等宛てに通知しましたので、御承知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしく申し上げます。



(別添)

写

23生畜第2778号
23消安第6618号
平成24年3月23日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
地方農政局生産部長
消費・安全部長
北海道農政事務所農政推進部長
消費・安全部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について

今回、厚生労働省において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値（以下「食品の基準値」という。）が定められたことに伴い、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年3月23日付け23消安第6608号、23生畜第2777号、23水推第1126号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知。）により、豚、家きん、馬及び養殖魚用の飼料中の放射性セシウムの許容値を見直し、新たな暫定許容値（以下「新暫定許容値」という。）を公表したところです。

食品の基準値が、平成24年4月1日に施行されますが、食品の基準値を超える放射性物質に汚染された畜産物が生産されないよう安全な飼料の給与や適切な飼養管理について、科学的根拠に基づいた指導徹底等を速やかに進めていく必要があります。

つきましては、新暫定許容値に適合した飼養管理等について下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の各都道府県に対し、生産者への指導を徹底するよう周知方よろしくお願いいたします。

なお、牛の飼養管理については、引き続き「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年2月3日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知）に基づく対応をお願いいたします。

記

1. 新暫定許容値の考え方

豚、家きん及び馬用飼料に対する放射性セシウムの新暫定許容値は、食品の基準値を超えない肉や卵を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安である。この目安は、食品の基準値、一般的な飼料の給与量及び移行係数等を活用して算出した。

なお、これら家畜及び家きんは水、空気、土壌（粗飼料に付着する土を含む。）、敷料、野草、屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性がある。

このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壌等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、飲用水や飼育場所等にも注意する。

2. 新暫定許容値に適合した飼養管理等

新暫定許容値は、4月1日から適用されるので、新暫定許容値を超える飼料が家畜に給与されることのないよう留意する。

(1) 濃厚飼料による飼養管理

特に、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定。以下「本部決定」という。）に定められた自治体で収穫された平成23年産米麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま又は麦ぬか（以下「米麦由来原料」という。）を飼料として利用する農家等は、「平成23年産米に由来する米ぬかの取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号、農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）又は「平成23年産米に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」（平成23年9月13日付け23消安第3224、23生産第4499号、23水推第545号、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）に従い、米麦由来原料を供給する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が飼料の新暫定許容値を超える米麦由来原料を単体で用いないなど、利用する飼料が新暫定許容値を超えないよう留意する。

また、平成23年産米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供されるすべての米穀をいう。以下「飼料利用米」という）については、「平成23年産米穀の飼料利用について」（平成23年10月6日付け23生畜第1438号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、生産局農産部穀物課長連名通知）により流通・利用を指導する。その際、豚用飼料の新暫定許容値が食品の基準値を下回っていることから、玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として豚に給与する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。）、本部決定に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質調査（以下「玄米調査」という。）の結果が豚用飼料の新暫定許容値以下となった区域の飼料利用米のみ利用されるよう、指導を徹底する。

さらに、平成23年に本部決定に定められた自治体で収穫された農作物由来の食品残さや規格外農作物を家畜の飼料に用いる場合には、原料となる農作物が収穫された地域の自治体が行う当該農作物の放射性物質調査の結果がそれぞれの家畜の飼料の新暫定許容値以下となった区域の農作物のみ利用されるよう留意する。

(2) 粗飼料、放牧による飼養管理

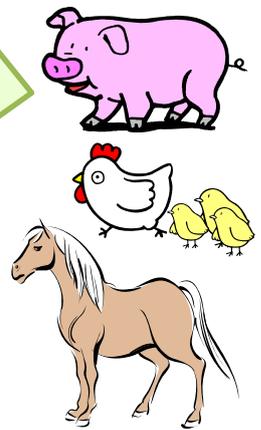
粗飼料や放牧地の利用については、利用できる牧草等の暫定許容値が変更されることから、旧暫定許容値に基づいて利用してきた粗飼料や放牧地の牧草等（新暫定許容値を上回るものに限る。）を採食していた家畜（豚、家きん及び馬）については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）」（平成 23 年 7 月 23 日付け食肉鶏卵課長、畜産振興課長連名通知。以下、「課長連名通知」という。）に基づき適切な飼養管理及び出荷又は移動の自粛を行うよう、指導を徹底する。（ただし、当該家畜や畜産物について、と畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合には、この限りではない。）

なお、東北及び関東農政局管内のめん羊、山羊及び鹿については、課長連名通知及び「原子力発電所事故を踏まえ食用に供されるめん羊、山羊及び鹿の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加依頼）」（平成 23 年 8 月 22 日付け食肉鶏卵課長、畜産振興課長連名通知）に基づき、引き続き適切な飼養管理及び出荷又は移動の自粛を行うよう、指導を徹底する（ただし、当該家畜や畜産物について、と畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合には、この限りではない。）。

飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

豚用飼料	1kgあたり → 80ベクレル
馬用飼料	1kgあたり → 100ベクレル
家きん用飼料	1kgあたり → 160ベクレル

4月1日に食品の基準値が変わります。
新基準値を超えない肉や卵(1kgあたり100ベクレル)
が生産されるよう、暫定許容値以下の飼料を給与し
ましょう。



粗飼料や放牧による飼養管理について

- 上記の暫定許容値を上回る粗飼料や放牧地の牧草等を採食していた家畜については、暫定許容値以下の牧草等を利用するなど、適切な飼養管理を行うとともに、と畜場等への出荷の際には放射性セシウムに関する検査を行ってください。
- これまで利用してきた牧草等が今後も利用できるかどうかは、_____へお問い合わせください。

相談窓口	担当係	電話
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

4月1日に食品の基準値が変わります。

新基準値を超えない乳(1kgあたり50ベクレル)や肉(1kgあたり100ベクレル)が生産されるよう、以下に気をつけて下さい。

○めん羊、山羊、鹿は、牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が食品の基準値を超える可能性が高くなります。

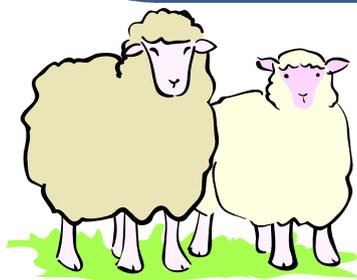
○さらに、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するので、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすくなります。

○このため、引き続き厳格な飼養管理が必要です。

①東北・関東では、当面放牧はやめましょう。

②飼料は、放射性セシウム濃度ができるだけ低いものを使いましょう。

○東北・関東で、原子力発電所の事故後に収穫した粗飼料を給与したり放牧をしためん羊、山羊、鹿をと畜場等へ出荷する際には、放射性セシウムに関する検査を行ってください。



相談窓口	担当係	電話
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

畜産農家の皆様へ

食品の基準値を超えない乳・肉・卵を生産するよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認して下さい（家畜によって、暫定許容値が異なります）。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造・管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料給与その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬用飼料	1キログラムあたり 100ベクレル
豚用飼料	1キログラムあたり 80ベクレル
家きん用飼料	1キログラムあたり 160ベクレル

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値（400ベクレル/kg）にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することができます。
- ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
- ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料製造業者の皆様へ

＜食品の基準値を超えない畜水産物の生産のために＞

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、有害物質混入防止ガイドラインに則り、確実に工程管理を行いましょ

1 輸入飼料原料から生産された配合飼料は、放射性物質に汚染されているリスクは低いと考えられますが、国産農作物・水産物に由来する米ぬか、ふすま、魚粉などの様々な飼料原料が流通するため、全ての飼料を対象に放射性セシウムの暫定許容値を設定しています。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

牛・馬用飼料	100 Bq/kg	濃厚飼料：製品重量 粗飼料：水分含有量8割 ^ベ -ス
豚用飼料	80 Bq/kg	
家きん用飼料	160 Bq/kg	
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く。）	40 Bq/kg	（製品重量）

- 2 このため、飼料製造業者の皆様は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、
- ① 放射性セシウムに関する国産農畜水産物のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 供給者と需要者間で協議の上、放射性セシウムに関する取引規格を定め、
 - ③ 暫定許容値や取引規格を遵守するための製造手順や、原料や製品中の放射性セシウムの含有量の確認などの手順等を定めて、製造・品質管理を適正かつ確実に
- 給与する段階の飼料が暫定許容値を下回るよう、工程管理を行いましょ
- 3 なお、米、麦から派生するふすま、米ぬか等の飼料を利用する場合は、事前に精米、製粉、精麦、米油製造、配合飼料製造等の関係事業者が協議し、給与する段階の飼料が暫定許容値を下回るようにしましょ
- 4 また、養殖魚用飼料に用いる水産物や魚粉など、その他の国産飼料原料についても、農畜水産物の放射性セシウムのモニタリングデータ等を勘案して、関係事業者が協議して工程管理を行いましょ

このことに関するお問い合わせは
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班
代表：03-3502-8111（内線4546）ダイヤルイン：03-6744-1708
〇〇県〇〇課
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品の基準値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。
- 集荷する飼料・飼料原料に関して、生産された地域における放射性セシウム濃度の状況は、県にお問い合わせ下さい。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬用飼料	1キログラムあたり 100ベクレル
豚用飼料	1キログラムあたり 80ベクレル
家きん用飼料	1キログラムあたり 160ベクレル

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品の基準値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入・販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 米ぬか、ふすま、養殖魚用飼料に用いる水産物、魚粉などの国産飼料やこれらを原料とする配合飼料などの濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、放射性セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているものであることを、購入元に確認しましょう。
粗飼料についても、購入元に生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地域における放射性セシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 飼料を輸送、保管する場合は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定め、
 - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
 - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、飼料が放射性セシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

牛・馬用飼料	100 Bq/kg	濃厚飼料：製品重量 粗飼料：水分含有量8割ベース
豚用飼料	80 Bq/kg	
家きん用飼料	160 Bq/kg	
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	40 Bq/kg	(製品重量)

※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryoyugai.html>)

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

養殖業者の皆様へ

食品衛生法上の基準値を超える養殖魚を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない養殖魚を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 飼料を購入したり、譲り受ける場合には、原料管理も含め適切に製造管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 自ら飼料を生産する場合は、放射性セシウムの状況について、各県にお問い合わせください。
〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。 〕
- 魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、生産状況の情報を適切に提供しましょう。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く） 1キログラムあたり40ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

水産物加工・販売業者の皆様へ (養殖業者に飼料を販売する方々)

販売先の養殖業者が生産する水産物が、食品衛生法上の基準値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない養殖魚を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
 - 暫定許容値を下回る飼料を販売、譲渡しましょう。
 - 飼料用魚類の漁獲海域、漁獲時期などを確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせください。
- 〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。 〕
- 譲渡する飼料の放射性セシウムレベルや履歴を確認し、販売・譲渡先にその情報を提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く） 1キログラムあたり40ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇